

フラワーフェスティバル 出店者募集要項

令和6年2月13日
一般財団法人 公園財団
昭和管理センター

■趣旨 国営昭和記念公園（以下「公園」という）にて開催されるフラワーフェスティバルにおいて来園者の利便性、満足度向上を図る。

■日付 フラワーフェスティバル 令和6年3月16日（土）～ 5月26日（日）
※溪流広場レストラン横、こどもの森は原則、土日祝日のみの営業とします。
※早朝開園等により、営業開始時間を早める場合があります。
※運営状況により営業日時を変更する場合は、協議の上決定いたします。

■会場 国営昭和記念公園内
（別紙「フラワーフェスティバル 特設売店位置図」）

■出店要件

1. 出店資格 法人格を有しているもの

2. 出店の応募及び決定等

（1）出店応募手続き

応募締め切りまでに、以下に掲げる提出書類を国営昭和記念公園管理センターに提出してください。
提出いただいた書類を基に企業調査を実施することがありますので、ご了承願います。
また、提出いただいた書類は返却いたしません。

提出書類

- ・参加申込書（様式第1号）
- ・会社の概要（様式第2号）
- ・欠格要件なきことの誓約書（様式第3号）
- ・反社会勢力の排除に関する誓約書（様式第4号）
- ・販売商品及び価格一覧（様式第5号）
- ・食品包材資材一覧（様式第6号）
- ・生産物賠償責任保険（写し）
- ・設備及び消火器配置図（保健所及び消防署提出用）
- ・消火器仕様書
- ・その他参考資料（必要に応じて）

上記に加えて、コンテナハウス出店希望者は下記書類の提出もお願いいたします。

- ・取扱器具の仕様書（メーカー、品番、消費カロリーの記載があるもの）

(2) 申請締め切り

令和6年2月20日(火) 必着

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送とします。

※郵送の場合は提出期限必着とします。

(4) 提出先

〒190-0014 東京都立川市緑町 3173 国営昭和記念公園管理センター 収益グループ

(5) 出店の決定

- ・事業者から提出された提案書類に基づいて令和6年2月24日(土)までに決定し、申請者に連絡します。
- ・上記、選考により出店をお断りする場合があります。また、いかなる理由があっても選定理由等にお答えいたしません。
- ・出店決定後においても公園の指示に従うことができない場合は出店を取り消します。

3. 出店エリア及び出店料等

①出店エリア

出店場所	出店形態	募集店舗	サイズ(1店舗あたり)	
みんなの原っぱ南	コンテナ	3店舗	コンテナ2台	
眺めのテラス	キッチンカー	2店舗	キッチンカー各1台	
ふれあい広場	コンテナ	1店舗	コンテナ2台	
溪流広場	コンテナ	2店舗	コンテナ2台	
こどもの森①	コンテナ	1店舗	コンテナ2台	
こどもの森②	キッチンカー	1店舗	キッチンカー1台	
日本庭園前	キッチンカー	1店舗	キッチンカー1台	
こもれびの休憩所前	キッチンカー	1店舗	キッチンカー1台	
花木園展示棟前	テント(物販のみ)	1店舗	テント1張り	

※出店場所及び店舗数については、全体の企画などの状況により変更となる場合がございます。

※運営に必要な機器、什器備品等は出店者が用意し、設備工事費用等も出店者の負担となります。

※コンテナハウスでの出店の場合、搬入搬出費、期間内レンタル費、耐火ボード施工費なども出店者の負担となります。そのほかインフラ設置撤去費も出店者の負担となります。

※テントでの営業は飲食物以外となります。

【参考】コンテナレンタル費(設置撤去込) 300,000円

※上記はあくまでも参考の金額となります。

②出店料

出店者は次に掲げる区分に従い、イベント期間中の営業料を納付するものとします。

飲食販売店舗 税込み売上の 25%

物販店舗 税込み売上の 15%

4. 必要経費等の負担

前述に掲げる出店料のほか、次に掲げる経費等は、すべて出店者の負担とします。

- ① 使用許可部分に係るプロパンガス使用料及び工事費等
- ② コンテナハウスレンタル料、搬入出費、耐火ボード施工費、コンテナ整備費
- ③ 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費
- ④ 通信運搬費、消耗品費及びその他運営に関する一切の経費
- ⑤ 運営に必要な機器、什器備品等の経費
- ⑥ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費
- ⑦ 運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- ⑧ 使用許可部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等
- ⑨ その他、本出店に係るすべての経費

【参考】コンテナレンタル費（設置撤去込）約 300,000 円（税抜）

電気、水道、ガス設備費 約 200,000 円（税抜）

5. 販売品目・価格

- ・昭和記念公園 40 周年にちなんだ「なつかしい日々」を感じる商品を提案してください。
なつかしの●●、40 周年限定●●etc
- ・フラワーフェスティバルは花の開花リレーとなることから桜やチューリップ、ネモフィラなどの「お花」をテーマとしたメニューの提案をお願いします。
例：●●ドリンク、●●ソフト etc
- ・各店舗個性的で独自性の高い商品を提案してください。独自性を出せない商品のみの販売は禁止とします。例：たこ焼き、焼きそば、フランクフルト etc
- ・食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等に定められた表示方法・内容を遵守すること。
- ・次のメニューは統一容量・価格とします。生ビール（16oz）¥700（税込）
※プレミアムビール、クラフトビールは除く。
- ・申請書に記載のない商品の販売はできません。
- ・ビン類の販売は禁止となります。
- ・その他メニューに関して価格調整をお願いする場合にはご連絡します。

6. エコ包材ルール

- ・飲食提供品について、石油由来プラスチック製食品包装資材（使い捨て）の使用を原則禁止とします。ただし、以下の場合に限り、事前申請の上、石油由来プラスチック製の使用を認めます。

【特例 A】 バイオプラスチック（バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチック）やリサイクル PET などが配合され、環境配慮を目的に製造された製品であることが認められた場合。

【特例 B】 ドリンクカップや丼類のフタについて、石油由来プラスチック 100%であり、かつ、代用品がないと認められた場合。

- ・ 申込書にて申請されていない包材を使用することはできません。追加・変更がある場合、必ず事前に出店申込書の別紙を再提出し、管理センターの了解を得た上で使用すること。
- ・ 営業開始前日、営業中に各店舗の使用包材について現地確認を行います。
- ・ エコ包材の取り組みをお客様に周知するため、掲示物を配布しますので、掲示してください。

7. 設営・撤去

- ・ コンテナの設置及びインフラ工事については管理センターにて実施します。詳細の設置場所等については出店各社と調整します。
- ・ コンテナの囲いについては管理センターにて実施します。
- ・ 設置、撤去は定められた時間、ルートを厳守してください。
- ・ 一般来園者が作業エリアに入らないようカラーコーン等で作業範囲を囲ってください。機材、物品等が範囲外に置かれることのないよう注意願います。
- ・ 高所作業を行う際は必ずヘルメットを装着してください。
- ・ 設営後、撤去後においてゴミやビス、結束バンドなどごみ等が散乱することがありますので確認を必ず行ってください。
- ・ 公園の景観に配慮した店舗装飾を行ってください。バックヤード等へのテント張り、冷蔵庫、調理機材等の設置は禁止とします。※物販店舗除く。

8. 安全衛生管理

- ・ 安全管理、衛生管理を重視してください。
- ・ お客様の安全・安心を確保するほか、園内における納品車両等の安全運行を行ってください。
- ・ 食品衛生法や消防法等の関係法令に基づいた法定点検、施設等の品質向上や改善、安全の確保、清潔な環境づくりを行い、食中毒、賞味期限切れ等の食品事故の防止に努めてください。
- ・ 販売商品等の問い合わせ、苦情等については、出店者の責任において、迅速に対応するとともに、苦情等については、速やかに当公園担当者に報告するものとします。
- ・ 未開封の缶の酒類を販売する行為である場合は、酒税法上の酒類販売業免許が必要となります。ただし、ビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不要（食品衛生法上の営業許可は必要）です。
- ・ 販売商品等の搬入は、通行できる時間帯や経路を本公園が指定します。公園内の搬入出については別途、時間、経路を指定します。
- ・ 飲酒した人が出店・販売を行わないでください。
- ・ つまようじの使用は禁止となります。
- ・ 店舗周辺の清掃、ごみ回収、テーブル等の清掃を実施すること。
- ・ 店舗内で発生したごみは、各社持ち帰りをお願いします。

- ・売上金、商品、釣銭等は各社にて自己管理してください。
- ・人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者側は一切の責任を負わないものとします。
- ・出店及び書品販売行為に関して発生したトラブルに対しては、販売後も含めて出店者にて対応するとともに、管理センター担当者へ報告してください。
- ・運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸できません。
- ・店舗の周辺を清潔に保ち、公園の美観、衛生環境を損なわないこと。特に販売破棄された容器等を回収してください。
- ・店舗内外に出店者や商品販売と関係の無い広告を掲示できません。
- ・日々の売上報告として売上実績を正確に記録し、毎営業日翌日までに売上報告をメールにて提出してください。
- ・その他、店舗の運営に関し、本公園の指示ある場合は、速やかに対応してください。
- ・急な天候変化や災害発生時は公園スタッフの指示に従い、来園者の避難誘導に協力してください。

8. その他

- ・本出店要項に掲げる遵守事項及び営業期間中における管理センターの指示に従わない場合は出店を取りやめます。

9. スケジュール

応募期間：令和6年2月14日から2月20日

出店者決定：令和6年2月24日（土）

出店者説明会：令和6年3月1日（金）

コンテナ搬入：令和6年3月1日（金）、3月2日（土）

フラワーフェスティバル 特設売店位置図

